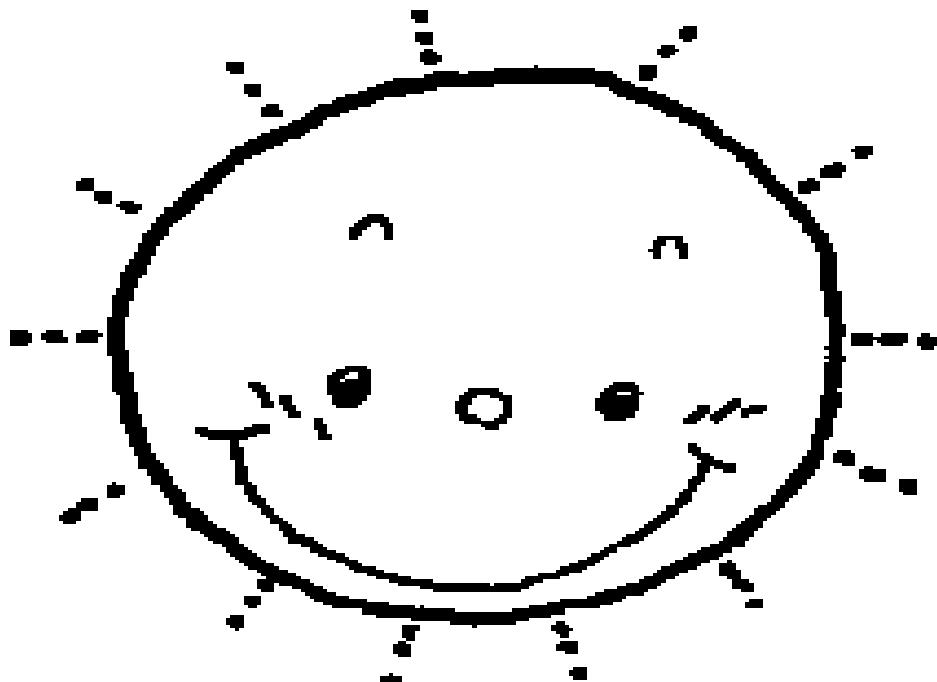


令和7年度

重要事項説明書

(入園のしおり)



木津川市立相楽台保育園

相楽台保育園 重要事項説明書（入園のしおり）

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	木津川市
事業者の所在地	木津川市木津南垣外 110-9
事業者の電話番号	0774-72-0501
代表者氏名	市長 谷口 雄一

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	木津川市立相楽台保育園					
所在地	京都府木津川市相楽台2丁目11番地					
電話番号・FAX	0774-72-3982・0774-72-3982					
施設長氏名	花田 直美					
開設年月日	昭和61年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	12人	36人			72人	
取扱う保育事業	園庭開放・延長保育					



3 施設・設備の概要

敷地面積		4000.29 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 平屋 建て	
	延床面積	720.09 m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室	5室	186.86 m ²
	ほふく室	室	m ²
	保育室	4室	222.4 m ²
	遊戯室	1室	102.40 m ²
	調理室	1室	48.0 m ²
	調乳室	1室	92.72 m ²
	便所	8個	(大)18個 (小) 16個
	保健室	1室	8.91 m ²
	事務室	1室	56.0 m ²
	休憩室	1室	12.38 m ²
設備の種類		プール、冷暖房等	
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場	1070.04 m ²



4 施設の目的、運営方針

目的	保育を必要とする子どもの保育を日々行い、その健全な心身の発達を図る
運営方針	<p>保育理念 「子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園」</p> <p>保育方針 「のびのびと明るく 心身ともに丈夫な子どもを育成する」</p> <p>めざす子ども像</p> <ul style="list-style-type: none">・健康で明るく豊かな感性をもつ子ども・“人”やすべての“命”を大切にする思いやりのある子ども・物事に意欲的に取り組みやりとげる子ども・創造的に自己表現できる子ども

5 職員体制

園長	1人
園長補佐	1人
保育士	22人
早朝・延長保育士	9人
調理員	4人
用務員	1人
看護師	3人

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
-----	---

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

平 日	午前7時30分から午後7時00分まで
土 曜 日	午前7時30分から午後5時00分まで

※土曜日は、両親どちらか仕事が休みの場合、家庭保育をお願いします。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

平 日 の 保 育 時 間	午前7時30分から午後6時30分まで
土 曜 日 の 保 育 時 間	午前7時30分から午後5時00分まで
延 長 保 育 時 間	平日：午後6時30分から午後7時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

平 日 の 保 育 時 間	午前8時30分から午後4時30分まで
土 曜 日 の 保 育 時 間	午前8時30分から午後4時30分まで
延 長 保 育 時 間	平 日：午後4時30分から午後7時00分まで 土曜日：午後4時30分から午後5時00分まで

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	延長保育料月額は、3,000円とする 1回当たりの額は、30分当たり200円とする 公共交通機関における遅延の為、スポット料金が発生した場合は、「遅延証明」の提出または提示により免除されます。
その他別表に定める料金	*別表 参照

9 支払方法

- ・原則口座振替払
- ・支払期日 毎月月末（非営業日の場合は翌営業日となります）

10 提供する保育・教育の内容

- ・児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<保育目標（年間）>

ク ラ ス	年 齢 別 目 標
0 歳児	よく寝、よく食べ（飲み）、機嫌よく遊べる生活リズムをつくり、大人との安定した人間関係を確立していく。
1 歳児	安心できる保育士との関係のもとで、食事、排泄などの活動を通して自分でしようとする気持ちが芽生えるようにする。
2 歳児	安心できる保育士との関係のもとで、食事、排泄などの簡単な身のまわりの活動を自分でしようとする。
3 歳児	食事、排泄、睡眠、衣服の着脱など、生活に必要な生活習慣が身につくようにする。
4 歳児	遊びを通して、お互いを認め合う心を養い、創造の芽生えを育む。
5 歳児	人を思う心、創造的な力、何事も最後まで「やろうとする力」を身につける。

* 年間行事予定表は別紙②参照



<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0歳児	ひよこ組
1歳児	り す組
2歳児	うさぎ組
3歳児	きりん組
4歳児	ぞ う組
5歳児	らいおん組

<毎日の保育・教育の流れ>

昨日	今日	明日
7:30 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ（2歳児 12月まで）	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外）・散歩等
9:30		
10:00	遊び（室内外）・散歩等	
11:00	食事 (年齢によって前後1土+)	食事 ※
12:00	午睡 (年齢によって前後1土+)	

12:30		午睡（3歳児・4歳児 一年中） （5歳児 夏季中） ※ 目覚め ※ おやつ
14:30	目覚め おやつ	

15:00		
15:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了 保育標準時間終了	保育短時間終了 保育標準時間終了
18:30	閉園	閉園
19:00		

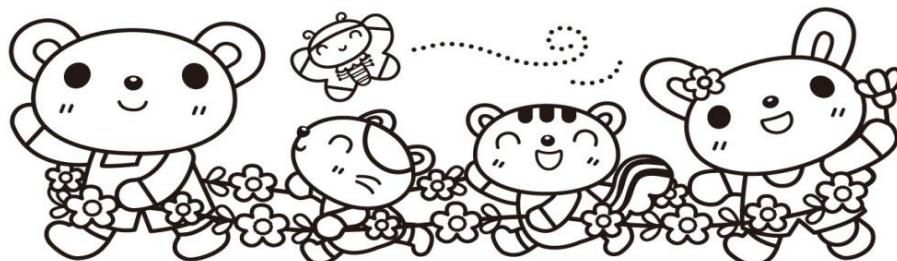
※食事・午睡は、年齢によって前後します

11 給食について

- ・自園調理を行い、適切な栄養量で多様な食品を取り入れ、栄養バランスの取れた献立を提供しています。
- ・3歳未満児（0・1・2歳）は完全給食です。
- ・3歳以上児は副食給食です。（お子さんに合った量の白飯を持たせてください。）
- ・離乳食および除去食については、給食担当者及び、担任と相談のうえ、すすめます。（アレルギー食・除去食）
- ・体質上食事制限や、除去食を必要とする場合、検査を受け医師の診断書を提出してください。（年度はじめに提出）

〈食育の取り組み〉

- ・地産地消を心がけ、旬を大切にした献立作り
- ・各年齢に応じた菜園活動及びクッキング
- ・発達に応じた食事、マナーの指導
- ・給食展示を通しての紹介など



12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

〈書類〉

- ・児童票
- ・救急カード
- ・災害時引き渡しカード
- ・写真撮影および掲載に関する同意書

〈準備物〉

*別紙③-(1)、③-(2)参照



(2) 服装について

- ・動きやすく、着脱しやすく、かつ汚れてもよい服装
- ・ひもやフード付きなどの引っかかりやすい服や、スカート・スカート付きレギンスは避けてください。
- ・ロンパース型の下着やオーバーオールなど、上下つながった服はやめてください。
- ・運動靴（足に合ったはきやすいもの）
- ・体操服は、運動遊びの時に着用（幼児組）

13 登園・降園について

・登降園管理システム「コドモン」により、園児の登降園の管理を行います。登降園時には、保護者が所定のタブレットにQRコードをかざしてください。子どもにはさせないでください。欠席・遅刻の場合は9時までにコドモンに入力ください。

・送迎は、保護者が責任をもって行ってください。万が一、代理の方に送迎を依頼される場合は必ず事前に園へ連絡ください
お迎えの変更（時間・人）は15時30分まではコドモンに入力してください。

15時30分以降は園に電話連絡を入れてください。

・6歳未満乳幼児を自動車に乗せる際は、チャイルドシートの装着、また、自転車に乗せる際はヘルメットの着用が、義務づけられています。
必ずつけましょう。

・車での送迎は、駐車場スペースが狭い為、速やかにお願いします。

保護者の方は、府道 22 号線より上に上がって駐車場に入り、右手兜谷公園方向に出るようお願いします。混雑緩和のため、園ルールの一方通行にしています。

- ・南玄関より入られる方は、インターホンを押してクラス名・お子さんの名前をお知らせください。

玄関（西門）施錠の時間帯

午前 9 時 15 分～午後 3 時

午後 6 時～保育終了まで

施錠時は、左側壁備付解除 BOX の解除ボタンを押し開けてください。

安全の為、玄関扉は必ず閉まったことを確認してください。

- ・送迎の際は、必ず保護者用の吊り下げ名札（各家庭 2 枚配布）をつけてください。

1.4 園からの連携について

保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。

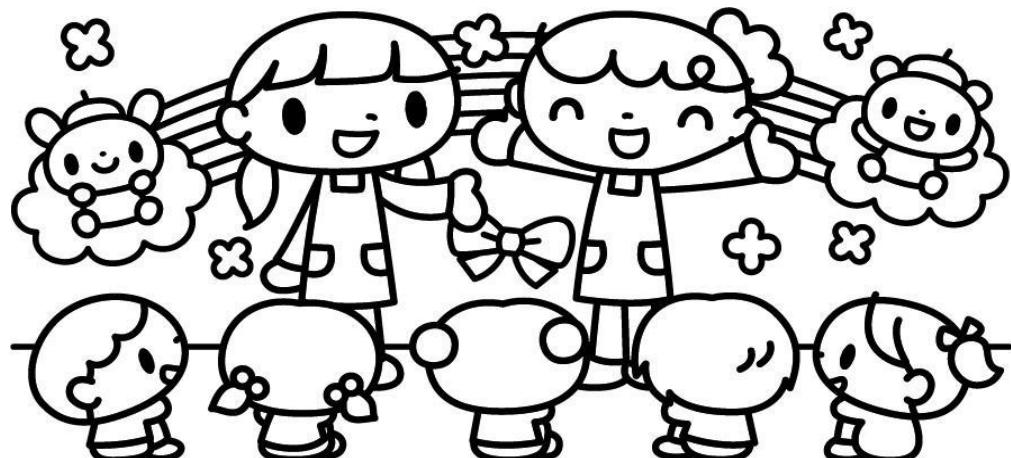
心配なこと、分からぬことはいつでも職員にお尋ねください。

- （1）毎月「園だより」、「献立表」を発行します。

行事やその他のお知らせ等は、その都度コドモンでの配信または、プリント等で連絡します。必ず目を通してください。

- （2）園からの緊急連絡（警報発令時など）はコドモン及びメールにて一斉配信します。

* 勤務先、住所、電話番号が変更になった場合は、すみやかに連絡してください。



15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

- ・園児健康診断 全園児 年2回
- ・歯科検診 全園児 年1回
- ・尿検査 全園児 年1回 など

(2) 健康管理、病気、怪我のときの対応

- ・病気の場合は早期発見、早期治療に心がけてください。
- ・病気や怪我の場合は、状況に応じて保護者に連絡しますので、連絡先は《必ず連絡のつく所（携帯番号だけではなく職場等）》を明確にしておいてください。基本として、体温が37.5°Cにならない場合でも、咳や嘔吐などお子さんの状態によっては、念の為に連絡する場合があります。
- ・保育園の管理下において、事故、災害時に対応して、独立行政日本スポーツ振興センターへの加入制度があります。（一部保護者負担あり）
- ・原則として薬は持ってこないでください。薬を飲まなければならぬ時はまだ病気が治っていないものとしてお家で十分休養させましょう。やむを得ず薬を持ってこられる場合は、登園時に「与薬依頼書」に必要事項を記入し、主治医が記入した「与薬に関する主治医指示書」及び医師または薬局が発行した、「薬剤情報提供書（成分表）」を添え、園児の名前・日付を記入した薬剤を保育士へ手渡しにより提出してください。

*別紙④-(1)、④-(2)、④-(3)参照

- ・持病があるお子さんについては、できるだけ詳しくお知らせください。

- ・感染症の病気については、医師の指示に従ってください。

*別紙⑤-(1)、⑤-(2)参照

16 嘴託医・嘱託歯科医について

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	飯田 医院
医 院 長 名	飯田 泰子
所 在 地	木津川市木津町瓦谷 56
電 話 番 号	0774-72-0055

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	笹井歯科医院
医 院 長 名	笹井 浩司
所 在 地	木津川市相楽台 8 丁目 13-2
電 話 番 号	0774-72-6556

17 気象警報発令時について

「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」、「大雪警報」のいずれかひとつでも警報が発表されたとき

在宅時　　自宅待機となります。

在園時　　警報を確認の上、園児の安全を配慮して、各家庭で自主的に迎えに来てください。

ただし、事情により家庭保育ができない場合は、保育園で保育します。

※ 気象予報区は「木津川市」区域となります。

※ 気象庁によると、「警報は、重大な災害が起きると予報されたときに発令されるもの」であることから、発令されている限りは、その時が晴れていようとも、非常に危険であると考えて行動することが重要です。

<近隣の緊急連絡先>

警察署(110)	相楽交番	0774-73-6033
消防署(119)	相楽西部出張所	0774-72-7119
木津川市役所 (72-0501)	こども未来部 保育幼稚園課	0774-75-1212

18 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発令時の対応について

前日の14時頃に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発令された場合、広域的に過去に例のない危険な暑さが予想されることを踏まえ、園児の健康に係る被害を防ぐ観点から、気象警報発令時と同様に自宅待機・家庭保育のご協力をお願いします。

19 地震発生時の対応について

(1) 震度基準

木津川市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、すべての市立保育園において（2）及び（3）の対応とします。

※ 気象庁の発表は、細かい場合「木津川市〇〇町（地域ごと）」となり

ますが、保護者の帰宅やライフライン等は地域を超えて影響があると考えられるため、市内のどこか一つの地域でも「震度5弱」と出れば、市立保育園で同じ対応をとります。

(2) 家庭保育の協力依頼について

登園までに震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則家庭での保育にご協力をお願いします。
非常災害時は、保育士の確保が困難となるうえ、ライフライン等の影響による非常事態の対応に追われるため、通常の保育運営が出来なくなります。子どもを守るために最善の安全確保に努めていただきますようお願いします。

(3) 園児の降園について

在園中に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応は次のとおりとします。

- ・保護者が迎えに来られるまで、全園児を園又は状況に応じて基本的には各園所定の避難場所に待機させますので、迎えをお願いします。
なお、震度5弱以上で連絡網も寸断され保護者への連絡が取れない場合も想定されますが、迎えに来られるまでお預かりします。
- ・各園においては、登園している園児についての安否を確認後、保護者もしくは緊急時の迎えの方へ確実に引き渡します。 *別紙⑥参照

20 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防災管理者を定めています。
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	花田 直美
消防計画届出年月日	消防署 令和5年4月1日
避難訓練	毎月1回実施（火災及び地震）
防災設備	消火器、火災報知器 など

21 業務の質の評価について

〈保育所の自己評価〉

- ・保育士等の自己評価（チェックリスト）に基づき、年2回実施
- ・人権擁護のためのセルフチェックリストに基づき 年1回実施

22 個人情報の保護について

（1）園児及び保護者の個人情報の使用について

法令に基づき許容される範囲及び下記①～④の目的のために、必要最小限の範囲内において使用します。

- ① 小学校等への円滑な移行・接続が図られるよう、入学予定の小学校等との間で情報共有します。
- ② 他の施設などへ転園する場合や、兄弟姉妹が別の施設などに在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- ③ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。
- ④ 園のお便りや園内掲示、市の広報などに写真や名前を掲示することがあります。掲載に不都合がある場合は、遠慮なく申し出てください。

（2）その他個人情報に関する禁止事項

園児名簿など、他の園児や保護者に関する情報をメールで流したり、SNSに投稿したりという行為は、決してしないでください。ご自身で撮影されたビデオや写真についても、他の園児や保護者が写っている場合は同様とします。

*別紙⑧参照

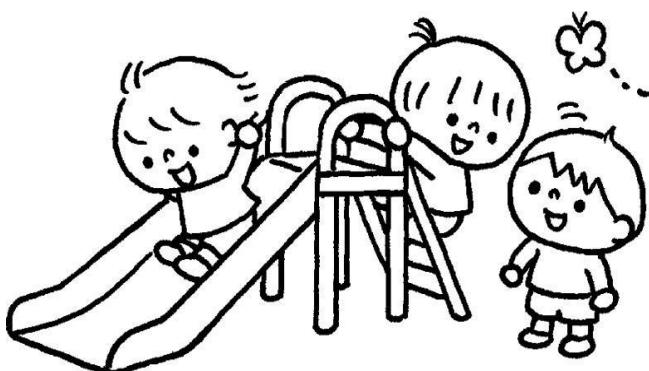
要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 石田 亜紀 (園長補佐) 電話番号 0774-72-3982
相談・苦情解決責任者	氏名 花田 直美 (園長) 電話番号 0774-72-3982
第三者委員	矢野 祥子 電話番号 0774-73-0403
	役職 主任児童委員
辰本 千春	電話番号 0774-72-2236
	役職 主任児童委員

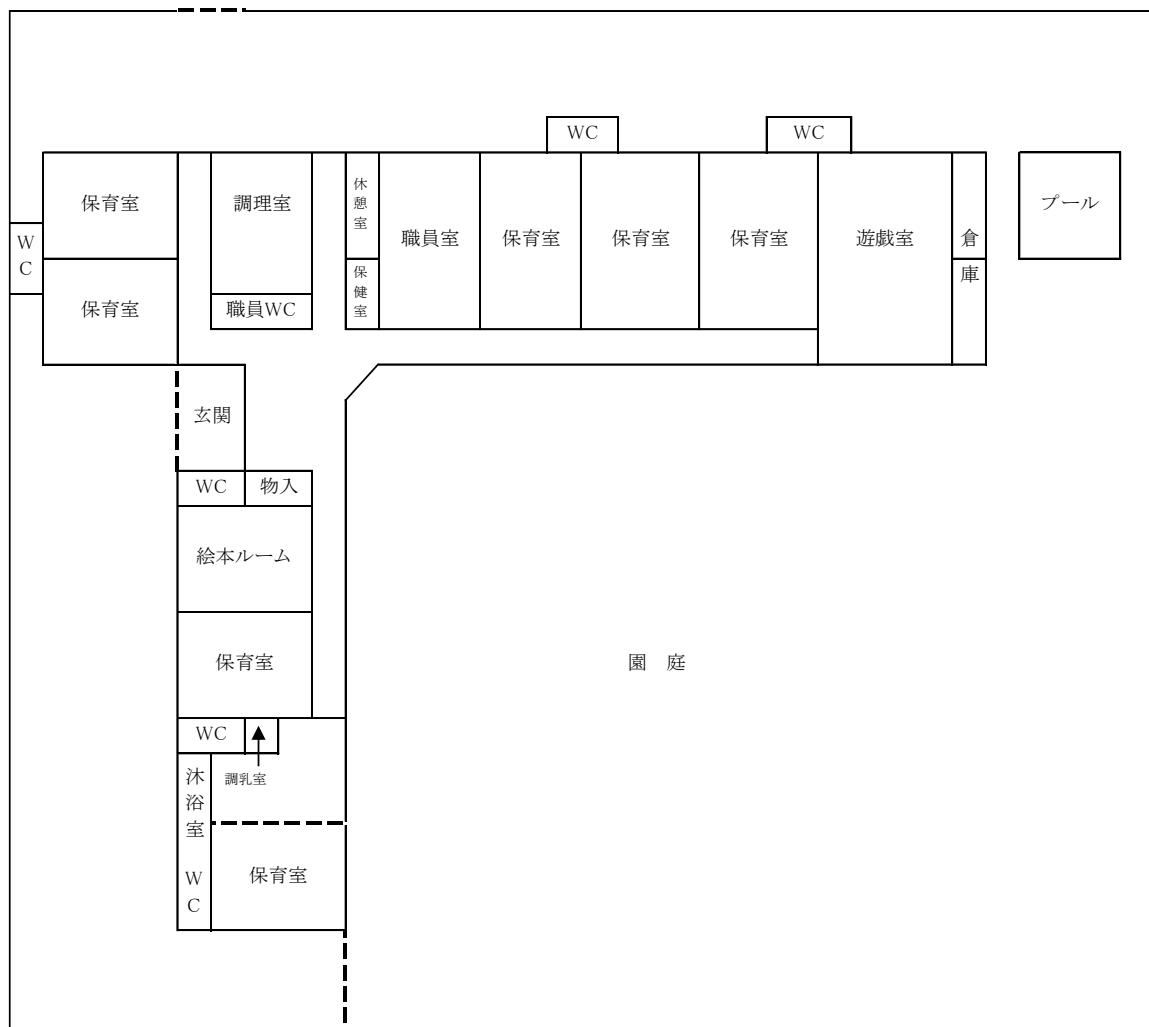
受付方法：面接、電話、文書などの方法により相談・苦情を受け付けています。

2.4 地域の育児支援について

- ・園庭開放の実施（月2回）など



25 園舎平面図



1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

	項目	内容、負担を求める理由 及び目的	金額
①	給食副食費 (3 歳児～ 5 歳児)	給食副食材料・おやつ (副食費減免適用者を除く)	4,500 円
②	スポーツ振興センター 保護者負担金	災害給付金	300 円
③	絵本代	月刊絵本	460 円
④	写真代	行事写真等	L 判 80 円 集合写真 500 円
⑤	用品代	保育用品等 (別紙①)	

保育用品について

品名	価格	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
カラー帽子の色		紫色	黄色	水色	橙色	黄緑色	桃色
氏名ゴム印	330円						
連絡帳	110円						
作品袋	90円						
徴収袋	90円						
自由画帳	330円						
クレパス16色	540円						
サインペン	730円						
はさみ(右用・左用)	400円						
粘土板	420円						
粘土ケース	245円						
プラ粘土へら	110円						
ピッコロねんど	300円						
道具箱	410円						
のり	225円						
カラー帽子UV	900円						
計							

(体操服) * 3歳以上児

品名	価格	140cm	130cm	120cm	110cm	100cm
体操服	1,770円					
体操ズボン	1,580円					
計						

☆ 主な年間行事(予定)

別紙②

4月	入園式 個人懇談会(隨時) 内科検診 春の遠足(4 歳児) 春の遠足(5 歳児) たけのこ掘り(5 歳児)	10月	秋の遠足(2 ~4 歳児) 山探検(4 歳児) お芋掘り ハロウィンパーティー うんどうかいごっこ参観 (1 ~2 歳児)
5月	春の遠足(3 歳児) らいおんフェスティバル 尿検査 保育参観 クラス懇談会	11月	うんどうかい(3 ~4 ~5 歳) おわかれ遠足(5 歳児) 個人懇談会(2 ~5 歳児) 防火映画
6月	防犯訓練 歯科検診 眼科検診(4 ~5 歳児) 耳鼻咽喉科検診(4 ~5 歳児) プールびらき	12月	せいかつはっぴょう参観 (1 ~2 歳児) 個人懇談会(1 ~4 歳児) クリスマス会 保育参加(0 歳児)
7月	七夕わくわくコンサート (3 ~4 ~5 歳児) 夏まつり	1月	おもちつき(餅花つくり)
8月		2月	生活発表会(3 ~4 ~5 歳児) 防犯訓練
9月	プールおさめ 内科検診	3月	お茶会(5 歳児) おわかれ会 卒園式(5 歳児)

※ 身体測定・避難訓練は毎月行います。

※ お楽しみ会、菜園活動は、随時行います。

※ 年間行事予定は、諸事情により月日や内容を変更する場合があります。

*令和7年度の行事予定は、入園式後に配布いたします。

☆入園までに準備していただきるもの(乳児)

別紙③-(1)

	準 備 物	0 歳児	1 歳児	2 歳児
タ ン ス に 用 意 し て お く 物	紙おむつ・ 紙パンツ	紙おむつ・ パンツ(成長に応じてどちらでも可) (一枚一枚にお尻側に名前を記入)		
	ウエットタイプお尻拭き		1 個	
	トレーニングパンツ(必要に応じて)		必要に応じて	必要に応じて
	布パンツ			5 枚
	下着(半袖シャツ・ 冬季は長袖や7 分袖も可)		3 枚	
	ズボン(厚さは季節にあわせて裏起毛も可)		3 枚	
	トレーナー・ Tシャツ(季節にあわせて)		3 枚	
	靴下(滑り止め付き)		1 足	
食 事 用	食事・ おやつ用エプロン	3 枚 〔 ハンドタオルに首にあつた 長さのゴムを通す 〕		
	口拭きミニタオル(0 歳はガーゼハンカチ可)	3 枚		
	コップ(透明が好ましい)・ コップ袋	1 個・ 1 袋		
	歯ブラシ(使用時)	1 本		
午 睡 用	布団(敷きタオルケット)	1 組		
	おねしょマット	必要に応じて		
その 他	お手拭きタオル		1 枚	1 枚

- ・コップ、お手拭きタオル、エプロン、口拭きミニタオルは毎日持つて帰ってください。
- ・汚れ物を持ち帰る用に、ナイロン袋をご用意ください。
- ・週末には、布団、カラー帽子を持ち帰ってください。
- ・衣類、持ち物すべてに名前を記入してください。(洗濯をしているうちに名前が、消えていきます。時々点検してください。)
- ・タンスやロッカーは、いつも整理整頓をお願いします。
- ・玩具、絵本等、個人の持ち物は持たせないでください。

☆入園までに準備していただくもの(幼児)

別紙③-(2)

準 備 物		3・4・5歳児
着替え等	パンツ・シャツ	着替え 各2セットずつ
	ズボン・靴下(季節にあわせて)	巾着袋(約38cm×30cm)に入れてください。 巾着袋はキルティング生地はやめてください。
	トレーナー・Tシャツ(季節にあわせて)	
	スモック(袖つきのもの)	1枚
食事用	フォーク・スプーン(3・4歳) 箸・スプーン(5歳)	献立に合わせて、スプーン・フォークを持たせて下さい。箸は竹箸・木製のものが望ましい。
	お弁当箱(耐熱性かアルミ製) ゴムバンド	主食(白いご飯)を入れて持たせてください。
	口拭きタオル	ミニタオル程度の大きさ 1枚 お弁当巾着に入れてください。
	弁当箱包み	巾着袋
	コップ・コップ袋	
	歯ブラシ(使用時)	コップ袋に入れてください。
午睡用	布団(敷きタオルケット)	1組(午睡期間中) 5歳児は夏季中まで
	おねしょマット	必要に応じて
その他	通園用かばん(リュックサック等)	荷物の出し入れしやすいもの
	お手拭タオル(ハンドタオル)	1枚(ひもつき)
	上靴・上靴袋	上靴袋に入れてください。
	絵本袋	約32cm×43cm(B4 サイズが入るもの)
	水筒(使用時はお知らせします。)	ひもつきのもの ストローやコップのタイプはやめてください。

- ・コップ、歯ブラシ、お手拭タオルは、毎日持って帰ります。
- ・汚れ物を持ち帰る用に、ナイロン袋を着替え袋の中に入れておいてください。
- ・週末には、布団、カラー帽子、上靴を持ち帰って洗ってください。
- ・衣類、持ち物すべてに名前を記入してください。(洗濯をしていくうちに名前が消えています。時々点検してください。)
- ・玩具、絵本等個人の持ち物は、持たせないでください。
- ・土曜日の延長保育は、午睡をしますので、布団を持参してください。

保育園での「薬」の取り扱いについて

- ① 園に登園する子どもたちは、本来、集団生活に支障がない健康状態にあり、通常では園で薬を扱うことはありません。ただし、医師の指示により、やむをえない場合については、保護者が記入された「与薬依頼書」と医師の記入した「与薬に関する主治医指示書」および「薬剤情報提供書」を、薬に添付して保育士に直接手渡してください。
- ② 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
- ③ 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ④ 必ず薬剤に名前と日付を記入し、当日の1回分を持参してください。(水薬は小さな容器に移してください。
- ⑤ 医療機関を受診し、処方された期間の薬剤のみ対応します。
- ⑥ 市販の薬、解熱剤、坐薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑦ 吸入など医療行為は、園では実施できません。
- ⑧ 医療機関を受診する際には、医師に保育園では原則として薬の使用ができないことと保育園に通園していることを伝え、保育時間中に「薬」を服用しなくてもすむ処方を配慮していただきますよう依頼してください。
- ※ 「与薬依頼書」については、保育園にて登園時に記入してください。
- ※ 「与薬に関する主治医指示書」については、保育園に用意しています。
- コピ一をしてお使いください。
- ※ 上記の項目において不備がある場合は与薬ができません。

与薬依頼書について

やむを得ず、薬を持参される場合…下記について必ず守ってください。

- ①与薬依頼書に記入し、保育士に直接手渡してください。
- ②必ず薬に名前を記入してください。
- ③1回分を持参してください。(水薬は小さな容器に移してください。)
- ④医療機関を受診し、処方された薬のみ対応します。
- ⑤市販の薬、解熱剤、坐薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑥長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ⑦吸入など医療行為は、園では実施できません。
- ⑧医療機関で保育園に通園していることを医師に伝えてください。

与 薬 依 頼 書			
○○保育園園長様 令和 年 月 日			
医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示があり ましたのでお願ひいたします。(太枠のみ記入)			
クラス名			
園児名			保護者名
病院名			
病院受診日	月 日		
病名	風邪・咳・腹痛・下痢・嘔吐・中耳炎 アレルギー・その他()		
薬の種類 (数量)	粉薬・水薬・外用薬(塗り薬・点眼) ()・() ()・() その他()		
服用時間	食前・食間・食後 その他()		
備考			
受取者名			与薬者名

主治医様

日頃は、園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。

さて、当園では、与薬は本来保護者に行っていただくことが望ましく、事故防止などの観点からも、園児に関する与薬を原則としてお断りをさせていただいております。ただしやむを得ず保育時間中に与薬が必要となる場合は、医師の処方薬に限り、保育士が与薬します。

つきましては、保護者には「与薬依頼書」を提出して頂き確認のうえ実施することにさせていただいておりますが、より一層の安全を考え、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要事項のご記入をお願い致します。

※保育時間中に「薬」を服用しなくてもすむ処方をしていただきますようお願い申し上げます。

木津川市立相楽台保育園

与薬に関する主治医指示書

令和 年 月 日

園児氏名 年 月 日 生 (男・女)
平成 令和

医療機関名

電話番号

主治医

病名					
薬品名	処方日： 月 日				
一包化又は混合の有無	有	無			
用法					
1日 回(朝・昼・夕・就寝前・その他具体的な時間帯)					
具体的な使用方法(外用薬など)					
与薬が必要な時間	時	分			
与薬が必要な期間	月	日	～	月	日
その他の注意事項					

集団でかかりやすい感染症について

別紙⑤-(1)

医師の診断を受けてから登園届に記入（保護者） ※裏面参照

【出席停止を伴う感染症】

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ 特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等 感染症を除く。	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス 感染症	—	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで (「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることにより判断します)
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157,O26,O111 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受けてから登園届に記入（保護者） ※裏面参照

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24 ~ 48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、口 タウイルス、アデノ ウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること

突発性発しん

—

解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

別紙⑤-(2)

登園届について

登 園 届
施設名 相楽台保育園
児童名 _____

出席停止期間

令和_____年_____月_____日 から 令和_____年_____月_____日まで

病状が回復し、医療機関名 _____

において集団生活に支障がない状態と判断されましたので、_____月_____日

から登園します。

病 名	<input type="radio"/>	病 名	<input type="radio"/>
麻しん（はしか）		溶連菌感染症	
インフルエンザ		マイコプラズマ肺炎	
新型コロナウイルス感染症		手足口病	
風しん		伝染性紅斑（りんご病）	
水痘（水ぼうそう）		ヘルパンギーナ	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス)	
結核		R Sウイルス感染症	
咽頭結膜熱（プール熱）		帯状ほうしん	
流行性角結膜炎		突発性発しん	
百日咳			
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26等)		その他（ ）	
急性出血性結膜炎			
髄膜炎菌性髄膜炎			

なお、この件に関して、対面または、書面等で病状等を上記医療機関に
問合せることを許可します。

令和_____年_____月_____日

保護者名 _____ (自署)

「登園届」は職員室にあります。

早朝保育時間については、職員にお声かけください。

「災害時引き渡しカード」について

「災害時引き渡しカード」について

近年各地で地震や水害等の災害が発生し、日頃の備えの

大切さを感じます。

つきましては、「災害時引き渡しカード」を作成し、災害時の園児の引き渡しをスムーズに行えるように備えますので、

ご理解ご協力をよろしくお願いします。

*原則として、園児の送迎は毎日ユドモンでおしらせいただいている方以外は、保護者からの連絡がない限り引き渡しは行わないことになります。ただし、災害時(震度5弱以上の地

震が発生した場合に限り、保護者からの連絡がない場合

でも「災害時引き渡しカード」に基づき園児の引き渡しを行います。その際、引取者の方は、本人確認ができる免許

証等の提示をお願いします。

1.園児名 () 歳児 () 組 名前 ()

2. 保護者

保護者名	続柄	連絡先

3. 保護者にかわる災害時・緊急時の引取者

	氏名	園児との関係	緊急連絡先 (携帯電話番号等)
第1引取者			
第2引取者			

- * 父母以外・18歳以上でお願いします。
- * 引取者の方に登録している旨を伝えておいてください。

※ 保育園記入欄 (災害時記入)

- 【引き渡し日時】 月 日 時 分
 【引取者】 () 連絡先
 【本人確認】 ()
 【引き渡し職員】 ()
 【引き渡し場所】 ()

個人情報の取り扱いについて

木津川市立相楽台保育園は、本園の園児・保護者の皆様の個人情報の取り扱いにつきまして、「木津川市個人情報保護条例」及び関係条例等を遵守し以下の利用目的、個人情報の提供等により管理・運用・保護に努めます。なお、以下2.に記載するとおり、園児又は保護者の個人情報を第三者に外部提供することがありますが、本園の円滑な保育運営のため、ご理解、ご協力をいただき別紙同意書を本園まで提出くださいますようお願いします。

1. 個人情報の利用目的

本園は、収集した個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用する場合には、本人又は保護者から事前に同意を得ることとします。

- (1)園児の保育活動の企画立案・実施・検証研究、健康・安全の管理・向上
- (2)本園の保育に係るご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3)本園業務に関する情報提供・運営管理・保育の充実
- (4)その他保育園業務に関連・付随する業務

2. 個人情報の提供

本園は、次の場合を除いて、収集した個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、本人又は保護者が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合
- (3) 保護者会への園児および保護者の氏名、保護者会運営のために必要な情報の提供、
なお、保護者会への上記個人情報の提供に際しては、あらかじめ保護者会との間
で以下の事項について取り決めた同意書を取り交わします。
 - ・保護者から、当該個人情報を漏洩しないための厳正な管理
 - ・保護者会から第三者への再提供の際にはあらかじめ文書で本園の了承を得ること
 - ・保護者会が当該個人情報の利用目的を終了した際は、速やかに本園に返却するか安
全に廃棄すること
- (4) その他法令に基づく場合又は出版、報道等により公にされているとき
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
- (6) 本園及び保育園所管課があらかじめ木津川市情報公開・個人情報保護審査会の意
見を聴いた上で、外部提供をすることが事務の執行上やむを得ない場合又は外部
提供をすることについて相当の理由がある場合であって、当該外部提供をするこ
とによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき

3. 個人情報保護に関する窓口

木津川市立相楽台保育園 電話：0774-72-3982

園長 花田直美